

# 「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

## 1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入や BCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

- a. 企業間の連携においてパートナー様の業務継続のための個別相談・連携・協力を行います。
- b. IT 実装支援においてサイバーセキュリティ対策の助言・支援・IT 人材育成相談・協力を行います。
- c. グリーン化の取組において低炭素化の共同対応・省エネ診断に係る相談・取り組みの協力を行います。
- d. 健康経営に関する取組について健康経営に係るノウハウの提供・健康増進施策の共同実施を行います。

## 2. 「振興基準」の遵守

パートナー様との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、パートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

### ① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

### ② 手形などの支払条件

取引代金は現金で支払い、支払サイトを 60 日以内にします。

### ③ 知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い片務的な秘密保持契約の締結取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

### ④ 働き方改革等に伴う知的財産・ノウハウ

パートナー様の働き方改革に対応できるよう適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、パートナー様に取引上一方的な負担にならないようになります。また、事業再開時等にはできる限り取引関係の継続等に配慮します。

### 3. その他（任意記載）

- ① パートナー様の先の取引先様も働く環境がよくなるよう当社の取り組みについて広く情報発信いたします。
- ② パートナー様と情報交換を行う場を定期的に実施し検討すべきことは検討し解決に向けた対応を行います。

2025年11月4日

株式会社 城西システム  
企 業 名

代表取締役社長 加瀬田 豊  
役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。